

## 1. 議事日程

〔令和元年第4回安芸高田市議会12月定例会第12日目〕

令和元年12月20日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第65号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例  
日程第3 議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
日程第4 議案第67号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第73号 安芸高田市森林環境譲与税基金条例  
日程第6 議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第7 議案第75号 安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例  
日程第8 議案第76号 安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第77号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第79号 安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例  
日程第11 議案第80号 安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例  
日程第12 閉会中の継続審査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

9番 大下正幸 10番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	岩 崎 猛
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 荘	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	蔵 城 大 介
教 育 次 長	土 井 実 貴 男	消 防 長	山 平 修
会 計 管 理 者	兼 村 恵	八 千 代 支 所 長	佐 々 木 早 百 合
美 土 里 支 所 長	寄 実 正 次 郎	高 宮 支 所 長	児 玉 晃
甲 田 支 所 長	宮 本 智 雄	向 原 支 所 長	佐 々 木 幸 浩
総 務 課 長	内 藤 道 也	財 政 課 長	高 藤 誠
政 策 企 画 課 長	河 本 圭 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	森 岡 雅 昭	事 務 局 次 長	佐 々 木 浩 人
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	主 任 主 事	岡 憲 一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

○先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告について提出がありました。  
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、6件の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番 大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第65号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

日程第3 議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4 議案第67号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第73号 安芸高田市森林環境譲与税基金条例

日程第6 議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第2、議案第65号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」の件から、日程第6、議案第74号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの5件を一括して議題といたします。

本案5件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 令和元年12月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった5議案につきまして、12月16日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査

を行いました。

議案第65号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」及び、議案第66号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、一括して審査いたしました。

議案第65号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるもので、議案第66号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、安芸高田市職員の育児休業等に関する条例等の関係条例の規定の整備を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「この条例の制定、改正により、費用として安芸高田市が受ける影響はどれくらいなのか。また、この制度が設けられることにより、具体的にはどのような効果があるのか。」との質疑があり、執行部より、「費用は年間総支給額で約15%程度上昇すると見込んでいる。また、働き方改革の一環で、会計年度任用職員の立場をはっきりさせることにより、意欲の向上につながると考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第67号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、施策の推進を図るため職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人広島県土木協会、特定法人に株式会社道の駅あきたかたを、それぞれ追加するものであります。

次に、議案第73号「安芸高田市森林環境譲与税基金条例」は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に規定される森林整備に関する施策に要する経費の財源に充てるための基金を設置するための条例であります。

次に、議案第74号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、過疎自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、新規事業として児童福祉施設に、保育所規模適正化推進事業の追加に伴い、過疎自立促進計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「追加事業で保育所規模適正化推進事業「八千代保育園予定」となっているが、今回の補正に入っている公立保育所管理運営費5千万円の工事費をこの事業に充当するのか。」との質疑があり、執行部より、「補正予算の5千万円は八千代保育園の用地造成工事に充てるものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「八千代の保育園は私立保育園と認識しているが、公立保育所の予算に計上されていることはどのように判断すればよいのか。」との質疑があり、執行部より、「保育の責務は市にあるため、市が責任を持って用地を造成して無償貸与し、統合後の八千代の保育所を建設するという事業である。」との答弁がありました。

以上の5議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第65号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例」の件から、議案第74号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第75号 安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例

日程第8 議案第76号 安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第77号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第7、議案第75号「安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例」の件から、日程第9、議案第77号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 報告を行います。

令和元年12月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、12月17日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第75号「安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例」は、旧安芸高田少年自然の家「輝ら里」を、本市の多文化共生を一層推進するための拠点施設として活用するため、設置及び管理条例を制定するものであります。

審査の過程において、委員より、「指定管理者は公募するのか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理者は、多文化共生を推進する団体が一つなのでそちらを中心に考えている。具体的には、特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会である。」との答弁がありました。

また、「企業から使用料等の支援をいただく等して、実習生受け入れ前の研修等を行えるようにしたらどうか。」との質疑があり、執行部より、「使用料等については、工業会を中心に具体的に協議しているところである。受け入れ組合、工業会、技能実習生等の声を聞きながら議論してきており、両方がよい関係になるように検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第76号「安芸高田市人権会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、今後、より一層、福祉分野との連携を進めるため、合併以前の名称を引き継いできた「人権会館」の名称を「人権福祉センター」に改めることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「福祉保健部との業務分担はできているのか。」との質疑があり、執行部より、「福祉保健部の担当課とは事前の調整等を行い、共催のような形で実施しているのが現状である。」との答弁がありました。

次に、議案第77号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険税の納期限を変更するもので、それに伴う国民健康保険税条例の規定を整備するものであります。

審査の過程において、委員より、「市民にとってはいいことだと思うが、職員の業務量はどうなるのか。」との質疑があり、執行部より、「現在は、4月に仮算定、7月に本算定と2回通知書を送っているものが、1回にまとまるため事務の軽減になると考えている。」との答弁がありました。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号「安芸高田市多文化共生推進拠点施設設置及び管理条例」の件から、議案第77号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第79号 安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例

日程第11 議案第80号 安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例

○先川議長 日程第10、議案第79号「安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例」の件から、日程第11、議案第80号「安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 令和元年12月9日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果を次のとおり報告をいたします。

付託のあった2議案について、12月18日に産業建設常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案第79号「安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例」は、市民や道路利用者等に良好な休憩の場を提供し、地域の活性化や魅力ある地域づくりの推進を図ることを目的に設置される「道の駅三矢の里あきたかた」の運営・利用等について、定めるものであります。

審査の過程において、委員より、「研修室や多目的広場、及び多目的室を地域や子供の研修、学校行事などで利用する場合の、利用料金の特例措置は設けられているのか。」との質疑があり、執行部より、「まずは、受益者負担の原則を徹底する必要があると考えており、施設利用の減免基準に基づき対応したいと考えている。基本的には、指定管理者が公益性について判断することとなるため、現時点で答えることは難しい。」との答弁がありました。

また、委員より、「田んぼアートとの相乗効果を図るための開館時間と休館日を検討する必要があると思うが、現時点の考えは。」との質疑があり、執行部より、「相乗効果が図れるように検討したいと考えているが、最終的には、指定管理者が開館日や開館時間等を決定する。本来であれば、条例に開館時間等を明記すべきであるが、各テナントから詳細について、いろいろな意見があり、現在調整をしているため、規則で定めさせていただく。」との答弁がありました。

次に、議案第80号「安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例」は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、公共下水道事業特別会計、及び特定環境保全公共下水道事業特別会計を統合し、公営企業会計として

運営するため、地方公営企業法の適用範囲や、経営の基本等について定めるものであります。

以上の2議案について、審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであるものと決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号「安芸高田市道の駅三矢の里あきたかた設置及び管理条例」の件から、議案第80号「安芸高田市下水道事業の設置等に関する条例」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第12「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員